

原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合（第1回） 議 事 次 第

平成 23 年 5 月 11 日（水）
17 : 00 ~ 17 : 45
官 邸 2 F 小 ホ ー ル

1. 開会
2. 海江田原子力経済被害担当大臣 冒頭挨拶
3. 原子力損害賠償紛争審査会第1次指針について
4. 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて
5. 意見交換
6. 閉会

配付資料

- （資料1）「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」概要
- （資料2—1）東京電力からの支援要請に関する資料
- （資料2—2）「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」
- （参考1）原発事故経済被害対応チームの開催について
- （参考2）原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
（原子力発電所事故による経済被害対応本部決定）

(別添)

原子力発電所事故経済被害対応チーム 構成員

| | |
|--------|------------------------|
| チーム長 | 海江田原子力経済被害担当大臣 |
| 副チーム長 | 枝野内閣官房長官 |
| 副チーム長 | 野田財務大臣 |
| 副チーム長 | 高木文部科学大臣 |
| 副チーム長 | 海江田経済産業大臣 |
| | 片山総務大臣 |
| | 江田法務大臣 |
| | 松本外務大臣 |
| | 細川厚生労働大臣 |
| | 鹿野農林水産大臣 |
| | 大畠国土交通大臣 |
| | 松本環境大臣 |
| | 北澤防衛大臣 |
| | 中野国家公安委員会委員長 |
| | 松本内閣府特命担当大臣（防災） |
| | 蓮舫内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） |
| | 与謝野内閣府特命担当大臣（経済財政政策） |
| | 自見内閣府特命担当大臣（金融） |
| | 玄葉国家戦略担当大臣 |
| 事務局長 | 鈴木文部科学副大臣 |
| 事務局長代理 | 仙谷内閣官房副長官 |
| 事務局長代理 | 福山内閣官房副長官 |
| 事務局長代理 | 細野内閣総理大臣補佐官 |

福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する一次指針について

平□23□5月
□□□□

- 原子力損害賠償紛争審査会が、4月28日、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の判定等のための指針として策定。
- 被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針を策定。
- 第一次指針は、政府指示等に伴う損害について、考え方を示すもの。
- 第一次指針の対象とされなかった損害については、今後検討を行い、順次指針を策定。

地域的分類

| 時間的分類 | I 避難指示（20km圏内）、屋内退避指示（20～30km圏内）、計画的避難区域等 | II 航行危険区域（30km圏内） | III 出荷制限等区域 | IV 指示・制限等の対象外地域 |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| 事故発生 指示・制限等の期間 | (1) 避難費用 ・避難に伴う費用(交通費、宿泊費等) (2) 営業損害(農林水産業、製造業等事業一般) ・営業、取引等の減収分 ・商品廃棄費用、拠点の移転費等の追加的費用 (3) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等の減収 (4) 財物価値の喪失又は減少等 (5) 検査費用(人、物) ・放射線被ばくの検査費用 ・商品の汚染検査費用 (6) 生命・身体的損害 ・避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等 | (1) 営業損害 (漁業者、海運業者、旅客船事業者等) ・操業困難による減収分 ・航路迂回による費用増加分 (2) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等の減収 | (1) 営業損害 (農林漁業者等) ・出荷、販売困難による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 (2) 就労不能等に伴う損害 ・就労不能の場合の給与等 ※対象となる出荷制限等の範囲 ・政府の出荷制限指示 ・地方公共団体等が合理的な理由に基づき行う自粛要請 | (1) 避難費用 (2) 営業損害 (農林水産業、商工業、観光業等) (3) 検査費用(物) 等 |
| 指示・制限解除後 | (1) 帰還費用 (2) 検査費用(人、物) (3) 財物価値の喪失又は減少等 (4) 営業損害 等 | (1) 営業損害 (2) 検査費用(物) 等 | (1) 営業損害 (2) 検査費用(物) 等 | 今後検討 |

※今後、更なる検討が必要な項目
 ・精神的損害(長期避難に伴う精神的苦痛の判定基準や算定要素)
 ・迅速な賠償のための支払い方法(標準単価設定等)
 ・地方公共団体の財産的被害 等

今後検討

今後検討

「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（4月28日決定）について

平成23年5月
文部科学省

1. 第一次指針の位置付け

- 原子力損害賠償紛争審査会（平成23年4月11日、政令により設置）は、賠償を円滑に進めるため、賠償の対象となる原子力損害の判定等のための指針を策定することとされている。
- 同審査会は、被害者の迅速・公平・適正な救済の観点から、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針を策定することとし、4月28日、政府指示等に伴う損害についての考え方を第一次指針として示した。

2. 第一次指針の対象となった主な原子力損害

- 政府による避難等の指示に係る損害
 - －避難費用（交通費、宿泊費等）
 - －営業損害（営業、取引等の減収分）
 - －就労不能等に伴う損害（休業などに伴う給与等の減収）
 - －財物価値の喪失又は減少
 - －検査費用（放射線被曝検査、商品の汚染検査）
 - －生命・身体的損害（避難等によって生じた健康状態悪化等）
- 政府による航行危険区域設定に係る損害
 - －営業損害（漁業者の操業停止による減収分、海運業者・旅客船事業者等の航路迂回費用）
- 政府等による出荷制限指示等に係る損害
 - －営業損害（農林漁業者の出荷停止による減収分）

3. 今後の予定

- 今後、第一次指針で対象とされなかったいわゆる風評被害等の損害、迅速な賠償のための支払い方法等について、できるだけ早く検討を進め、その結果を順次取りまとめていく。
- 7月頃、原子力損害の全体像を示す中間取りまとめを行う予定。

平成23年5月10日

原子力経済被害担当大臣
海江田万里殿

原子力損害賠償に係る国の支援のお願い

東京電力株式会社
代表取締役社長 清水正孝

このたびは、当社福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さま、広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、現在、原子力損害の原因者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの補償を早期に実現するとの観点から、原子力損害賠償法に基づく補償を実施することとし、そのための準備を進めてきております。

一方で、当社は、現在、原子力事故の収束と安定に全力を尽くしているなかで、同時に、2,860万軒のお客さまに電力を安定供給するという使命と責任を担っております。現在、計画停電を回避するため被災した設備の復旧や新規電源の確保などに取り組んでおりますが、火力発電への依存度が高まるなか、高騰する化石燃料の手当等に今年度追加でおよそ1兆円近くかかるなど、相当な資金が必要となっております。

また、資金調達面については、社債発行はもちろんのこと、金融機関からの借り入れなど資金調達は極めて厳しい状況にあります。こうした状況がこのまま続きますと、今年度は社債・借入金合わせて約7,500億円の償還・返済が予定されていることなどから、当社は資金面で早晚立ち行かなくなり、被害を受けられた皆さまへの公正かつ迅速な補償に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、電気の安定供給に支障をきたすおそれもあります。

政府におかれましては、こうした状況をご勘案のうえ、原賠法第16条に基づく国の援助の枠組みを策定していただきたく、何とぞよ

ろしくお願い申し上げます。

当社といたしましては、国のご支援をいただくからには、当社自身による最大限の経営スリム化は当然の前提であると認識しており、抜本的な経営合理化による費用削減と資金確保に取り組んでまいります。すでに、役員報酬や職員給与の引き下げ、来年度の新卒採用の中止などを決定しておりますが、今後、さらなる措置として、代表取締役の報酬を当分の間返上するとともに、保有する有価証券、不動産の売却、事業の整理などにより、できる限りの資金を捻出し、被害を受けられた皆さまの補償などに充当してまいる所存であります。

また、これらを実施するにあたっては、福島第一原子力発電所における作業員の安全と作業環境、さらには地域の雇用にも十分配慮してまいります。

最後に繰り返しになりますが、当社といたしましては最大限の経営合理化に取り組んでまいりますので、被害者の皆さまへの公正かつ迅速な補償を確実に実施するため、国によるご支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以 上

平成23年5月10日

東京電力株式会社
代表取締役社長 清水 正孝 殿

確認事項

原子力経済被害担当大臣
海江田 万里

平成23年5月10日付で、貴社から受けた要請については、貴社において次の措置がとられることを確認したい。

- ① 賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること。
- ② 東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること。
- ③ 電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること。
- ④ 上記を除いて、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと。
- ⑤ 厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること。
- ⑥ 全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと。

平成23年5月11日

原子力経済被害担当大臣
海江田万里殿

平成23年5月10日付で頂戴いたしました「確認事項」につきましては、了承させていただきます。

東京電力株式会社
代表取締役社長 清水正孝

東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する
政府の支援の枠組みについて(案)

平成23年5月*日

東京電力福島原子力発電所事故（以下「事故」）については、4月17日に東京電力株式会社（以下「東京電力」）が「事故の収束に向けた道筋」を公表している。政府は、東京電力に対し、この道筋の着実かつ極力早期の実施を求めているところであり、また、定期的にフォローアップを行い、作業の進捗確認と必要な安全性確認を行うこととしている。政府としては、一日も早く炉心を冷却し安定した状態を実現すべく、国内外のあらゆる知見、技術等得られるすべての力を結集し、万全の対策を講ずる。

事故によって住民や事業者の方々に大きな損害が発生していることに対し、今般、東京電力が、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）に基づく公平かつ迅速な賠償を行う旨の表明があった。また、東日本大震災による東京電力福島原子力発電所の事故等により資金面での困難を理由として、政府による支援の要請があった。

この要請に関し、第一に、賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること、第三に、電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること、第四に、上記を除き、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと、第五に、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること、第六に、全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと、について東京電力に確認を求めたところ、これらを実施することが確認された。

政府として、第一に、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、そして第三に、国民生活に不可欠な電力の安定供給、という三つを確保しなければならない。

このため、政府は、これまで政府と原子力事業者が共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識しつつ、原賠法の枠組みの下で、財政負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行うものとする。

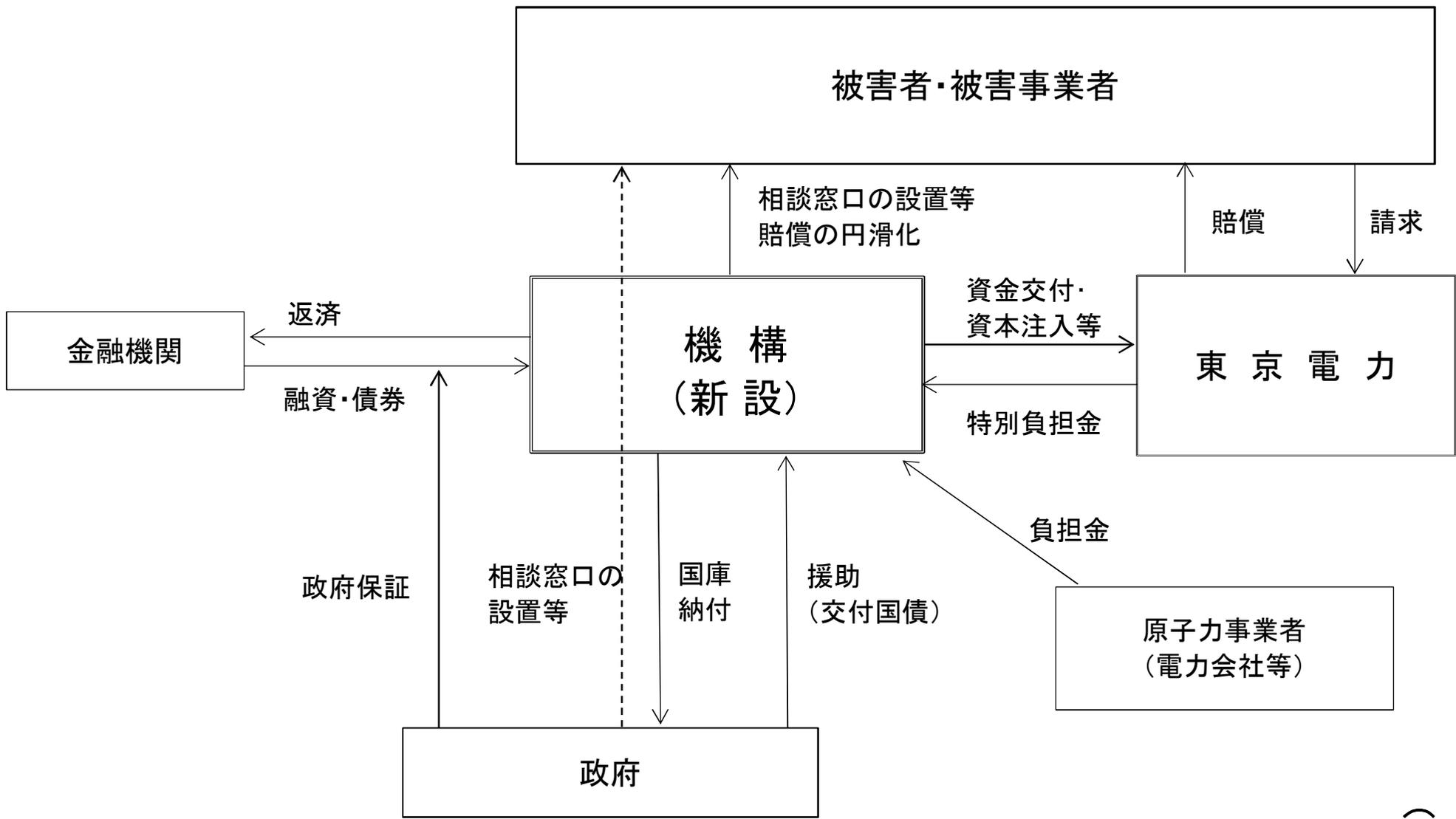
政府は、今回の事態を踏まえ、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる枠組みを設けることとし、東京電力以外の原子力事業者にも参加を求めることとする。

また、電力事業形態のあり方等を含むエネルギー政策の見直しの検討を進め、所要の改革を行うこととする。今回の支援の枠組みが、この検討・改革に支障を生じさせないようにするとともに、一定期間後に、被害者救済に遺漏がないか、電力の安定供給が図られているか、金融市場の安定が図られているか、等について検討を行い、必要な場合には追加的な措置を講ずるものとする。

(具体的な支援の枠組み)

政府の東京電力に対する支援の枠組みとして、次のように原子力事業者を対象とする一般的な支援の枠組みを策定し（別添図参照）、速やかに所要の法案を国会に提出することを目指す。

1. 原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織（機構）を設ける。
2. 機構への参加を義務づけられる者は原子力事業者である電力会社を基本とする。参加者は機構に対し負担金を支払う義務を負うこととし、十分な資金を確保する。負担金は、事業コストから支払を行う。
3. 機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない。
4. 政府または機構は、原子力損害の被害者からの相談に応じる。また、機構は、原子力事業者からの資産の買取りを行う等、円滑な賠償のために適切な役割を果たす。
5. 政府は、機構に対し交付国債の交付、政府保証の付与等必要な援助を行う。
6. 政府は、援助を行うに先立って原子力事業者からの申請を受け、必要な援助の内容、経営合理化等を判断し、一定期間、原子力事業者の経営合理化等について監督（認可等）をする。
7. 原子力事業者は、機構から援助を受けた場合、毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金の支払を行う。
8. 機構は、原子力事業者からの負担金等をもって必要な国庫納付を行う。
9. 原子力事業者が負担金の支払により電力の安定供給に支障が生じるなど例外的な場合には、政府が補助を行うことができる条項を設ける。



※機構は、金融機関が行う東京電力に対する融資への債務保証、東京電力社債等の購入等が可能
 ※政府または機構が、被害者の相談窓口の設置等を行うことについて検討

(別添)

決定まで対外秘

原発事故経済被害対応チームの開催について

平成 23 年 4 月 11 日
内閣総理大臣決裁
平成 23 年 5 月 9 日
一 部 改 正

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原発事故経済被害対応チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
2. チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

| | |
|--------|-----------------------------|
| チーム長 | 原子力経済被害担当大臣 |
| 副チーム長 | 内閣官房長官 |
| | 財務大臣 |
| | 文部科学大臣 |
| | 経済産業大臣 |
| 事務局長 | チーム長が指名する副大臣 |
| 事務局長代理 | チーム長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官 |
3. チームの庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
(原子力発電所事故による経済被害対応本部決定)

平成23年4月15日

1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）において、原子力損害の範囲の判定の指針等が定められ、被害者に対する賠償が実施されることになるが、現状において、未だ事態が収束していないことから、具体的な損害の発生状況を確認しつつ、当該指針を策定するには一定の時間が必要となると見込まれる。
2. しかしながら、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々については、審査会の結論を待つことなく、その厳しい生活環境に鑑み速やかに支援措置を講じることが必要である。
3. そのため、原災法の規定に基づく指示に従い避難・屋内退避を行っている住民の方々に対しては、東京電力（株）は、被災者生活再建支援法の規定により地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、避難・屋内退避による損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに給付する。なお、この資金については、将来、具体的な

損害が確定した段階で発生する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1200億円）に即して適切に対応するものとする。

4. 同時に、避難・屋内退避を余儀なくされている住民の方々と同様に、出荷停止等を余儀なくされた農林水産業者、中小企業の方々をはじめとする、原子力損害被害者が適切な賠償を出来る限り速やかに受けられるよう、原賠法の規定に基づき、原子力損害の範囲の判定の指針等の策定を速やかに進めていくとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援を講じることとする。

以上